

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約等の公表実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市水道部が発注する物品購入契約及び役務の提供を受ける契約で地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約情報を公表することにより、契約事務の透明性の確保及び公平かつ厳正な運用を図ることを目的とする。

(公表の対象とする契約)

第2 公表の対象となる契約は、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約とする。

(公表の項目)

第3 公表する項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 発注見通し（様式第1号）
- (2) 契約を締結する前において、契約の名称、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準及び申請方法（様式第2号）
- (3) 契約を締結した後において、契約の名称、契約の相手方となった者の名称、契約金額、契約期間、契約内容及び契約の相手方とした理由（様式第3号）

(公表の方法)

第4 公表の方法は、情報ルームに備え置く方法とする。

(公表の期間)

第5 公表の期間は、当該年度当初から当該年度末までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。